

但シ會社ヨリ小切手ヲ以テ支拂ヲ受ケタル分ハ爭議團ニ於テ現金引換ノ際直チニ支拂フコト

一 會社ハ爭議團ニ爭議費トシテ金二千四百円スルコト

一 會社ハ本覺書所定ノ金額ヲ昭和六年五月二十二日午後五時迄ニ當ニ河島工場ニ於テ支拂フコト

但シ右金額中金八千四百也ハ昭和六年六月九日支拂期日ノ小切手ヲ以テスルコト

一 會社ハ職工扶助組合解散ニ引續キ左ノ規定ニヨリ恩給等ヲ判定スルコト

入社後一ケ年未滿ハ日給十五日分

以上一ケ年ヲ増スコトニ今十月分ヲ加フ

右退職手當ハ昭和六年十月一日ヨリ實施ス

一 賃金値下ハ為ササルコト

一 交替作業ハ為ササルコト

一 現行短期時間制ヲ旧ニ復スルコト

一 爭議團ハ會社ノ前記金額ヲ支給シタレ特ハ直チニ解散スルコト

一 従業員ハ昭和六年五月二十五日ヨリ工場就業スルコト

一 従業員ハ今回爭議圓滿ニ解決シタルニ就テハ今後會社諸規定遵守スルハ勿論親善會社ノ發展ヲ期シ社内ノ親善ヲ計ルコト

昭和六年五月二十一日

以上

東京建設株式會社

- 取締役 田島 一 郎
- 従業員代表 赤垣 高 雄
- 爭議團長 小松 鉦太郎
- 河島工場本部 石橋 憲 一
- 三河島警察署長